民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年十月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十九号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令

内閣は、民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項第二号、第十九条の二第二項第一号及び第十九条の六第一項第三号並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の二第二項」を「第六条の二第二項第二号」に、「児童等は、同項」を「者は、同項第一号」に、「児童等（法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。ただし、児童以外の満二十歳に満たない者については」を「児童以外の満二十歳に満たない者であつて」に改め、「に限る。」を削る。

第四条第六号中「第十八条及び第十九条」を「第十七条及び第十八条」に改める。

第二十二条第一項中「次条において同じ。」の下に「又は医療費支給認定患者（法第十九条の二第一項に規定する医療費支給認定患者をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同項第二号イ中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同号ロ中「第六条の二第二項」を「第六条の二第三項」に改め、「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同項第三号から第七号までの規定中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同条第二項中「同項各号に掲げる医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、「医療費支給認定保護者按分率」を「医療費按分率」に改め、同項第一号中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加える。

第二十二条の二中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加える。

第二十二条の七中「第六条の二第二項」を「第六条の二第二項第一号」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第十七条」を「第十六条」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第三条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「第十八条及び第十九条」を「第十七条及び第十八条」に改める。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十二条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる小児慢性特定疾病医療支援（児童福祉法第六条の二第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）に係る同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給について適用し、施行日前に行われた小児慢性特定疾病医療支援に係る当該小児慢性特定疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3　第四条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第二項の規定は、施行日以後に行われる指定特定医療（難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療をいう。以下同じ。）に係る同法第五条第一項の特定医療費の支給について適用し、施行日前に行われた指定特定医療に係る当該特定医療費の支給については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　後藤　茂之

府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第二項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。